

配布を以て解禁

指名停止措置について

記者発表資料

北陸地方整備局は、本日、株式会社錢高組（所在地 大阪府大阪市）外1社に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

令和4年6月30日

国 土 交 通 省
北 陸 地 方 整 備 局

同時発表記者クラブ：管内各県記者クラブ

【問い合わせ先】

北陸地方整備局 総務部 契約課長 相場 明男
電話 025-370-6647（課直通）

北陸地方整備局 総務部 契約管理官 成澤 裕子
電話 025-370-6650（課直通）

※港湾空港関係工事に係る措置に関するもの

記者発表資料

令和4年6月30日

北陸地方整備局

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
①株式会社錢高組	①大阪府大阪市西区西本町2-2-4
②アイサワ工業株式会社	②岡山県岡山市北区表町1-5-1

2. 指名停止措置期間： 令和4年6月30日～令和4年7月29日（1ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲： 北陸地方整備局管内

4. 事実概要

上記有資格業者①の元名古屋支店長及び②の名古屋支店長は、防衛省近畿中部防衛局発注の航空自衛隊岐阜基地（岐阜県各務原市）内における建設工事を巡り、令和4年5月31日に、公契約関係競売等妨害容疑で名古屋地方検察庁に在宅起訴された。

5. 措置理由

上記4. については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第2第8号口に該当し、これを準用する「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成10年8月5日付け建設省厚契発第33号）並びに「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成14年10月29日付け国官会第1562号）第1条についても該当することから、指名停止措置を講ずるものである。

参考

○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2（抜粋）

措 置 要 件	期 間
(公契約関係競売等妨害又は談合)	
8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に 関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはイに掲げる 場合に限る。）が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により 逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12 号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知った日 から
イ 当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員 ロ 当該地方整備局の所管する区域外の他の公共機関の職員	2カ月以上12カ月以内 1カ月以上12カ月以内